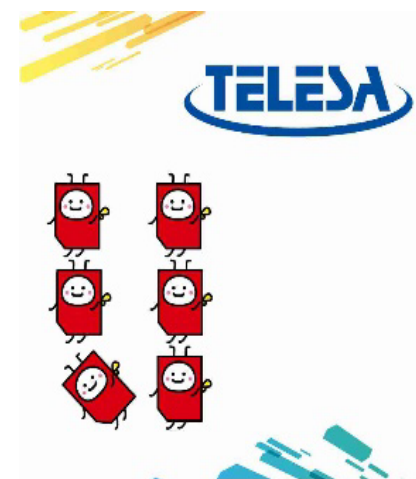


新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する 検討会(第8回)ヒアリング資料

2022年5月20日
一般社団法人テレコムサービス協会
MVNO委員会



しむし

© 〇 〇 MVNO委員会

MVNO委員会について

- 沿革

平成6年に特別第二種電気通信事業者協会、全国一般第二種電気通信事業者協会、音声VAN振興協議会、日本情報通信振興協会の4団体が統合し発足。平成24年4月に一般社団法人に移行。

- 会員

全国11支部に301会員が加盟（令和4年5月11日現在）

会員の事業は電気通信事業、情報サービス事業、ISP事業、CATV事業など通信事業者及び情報通信事業者等ICT企業が中心

主な会員企業（会長、副会長、常任理事会社）

インターネットイニシアティブ、インテック、スターネット、日本アイ・ビー・エム、日本電気、光通信、富士通、ミロク情報サービス、NTTデータ、セイノー情報サービス、セイノー情報サービス、電波新聞社、TOKAIコミュニケーションズ、トランスコスモス、日本電子計算、ビッグロブ、三菱電機インフォメーションネットワーク

- 事業目的

情報通信ネットワーク社会構築のための重要な担い手として、多様な情報通信サービスの創出、健全な競争市場の発展、安全・安心なネットワーク社会の実現を活動目標とし、これらの活動により事業者のビジネスに貢献するとともに消費者の利益と地域社会の発展及び公共の福祉に資すること

- 主な活動

ICTビジネスを創造 — 多様なネットワークサービス事業の創出 —

ICTに関する情報収集・調査研究 — 健全な競争市場の発展 —

ICTサービスの安全性の向上 — 安全・安心なネットワーク社会の実現 —

一般社団法人テレコムサービス協会

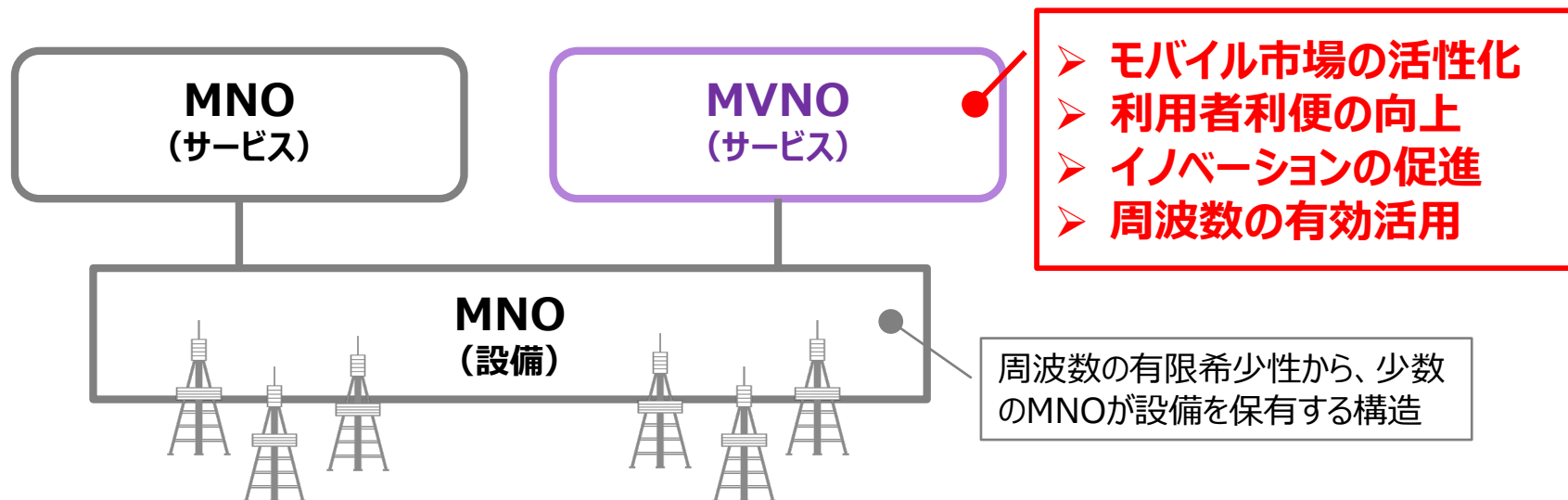


- (株) アイ・オー・データ機器
- (株) アクセル
- (株) 朝日ネット
- イオンリテール (株)
- (株) インターネットイニシアティブ
- (株) インテック
- H.I.S.Mobile (株)
- (株) STNet
- エックスモバイル (株)
- NECネットエスアイ (株)
- NTTコミュニケーションズ (株)
- (株) NTTPCコミュニケーションズ
- (株) 愛媛CATV
- (株) ALL Rise Group
- (株) オプテージ
- 兼松コミュニケーションズ (株)
- 近鉄ケーブルネットワーク (株)
- (株) コスモネット
- (株) コミュニティネットワークセンター
- (株) サジェスタム
- GMOインターネット (株)
- (株) シー・ティー・ワイ
- JCOM (株)
- (株) Jストリーム
- シネックスジャパン (株)
- シャープ (株)
- (株) 情報通信総合研究所
- スターネット (株)
- スマートモバイルコミュニケーションズ (株)
- ソニーネットワークコミュニケーションズ (株)
- ソニーネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム (株)
- SORAシム (株)
- TIS (株)
- DXHUB (株)
- (株) テレコムスクエア
- (株) TOKAIコミュニケーションズ
- トランスコスモス (株)
- (株) ドリーム・トレイン・インターネット
- (株) No.1パートナー
- ニフティ (株)
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信 (株)
- (株) ハイホー
- (株) 日立システムズ
- ビッグロブ (株)
- 富士通 (株)
- 華為技術日本 (ファーウェイ・ジャパン)
- (株) フォーバルテレコム
- フリービット (株)
- 丸紅テレコム (株)
- 丸紅ネットワークソリューションズ (株)
- (株) メディエーター
- (株) モバイルアーツ
- (株) U-NEXT
- LINE (株)
- 楽天モバイル (株)
- (株) ラネット
- (株) LinkLife
- (株) レキオス

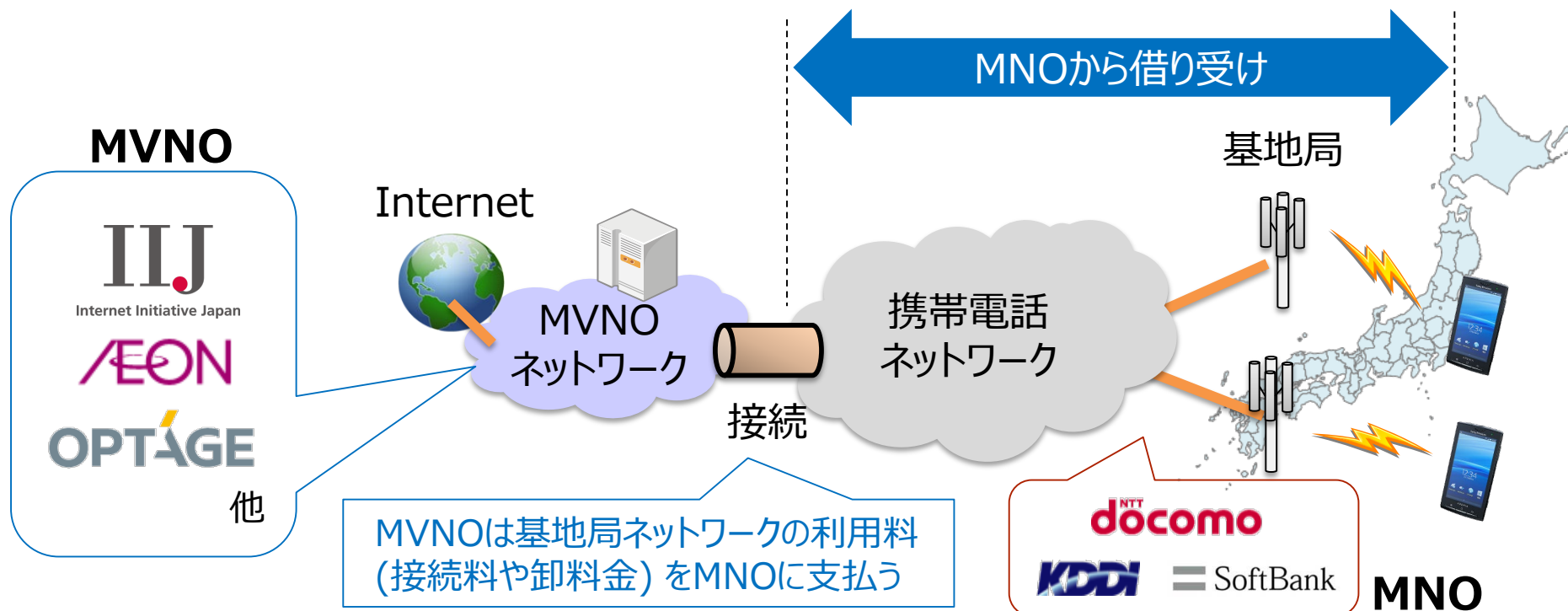
モバイル市場におけるMVNOの役割等

モバイル市場におけるMVNOの役割

- MVNOは、周波数の有限希少性から少数のMNOによる寡占であるモバイル市場に楔を打ち込むとともに、MNOによる旧来のビジネスからの脱却を先導し、モバイル市場の競争を活性化させることで、消費者の選択肢の多様化や、利便性の向上に大きく寄与
- 2021年12月末時点で、MVNOの契約数は2,646万、そのモバイル市場におけるシェアは13.2%となっている
- 今後とも少数のMNOが設備を保有する構造が避けられない中、モバイル市場の競争を活性化し続け、さらに多くの利用者に対し安心・安全に使える高度で多様なサービスを提供していくとともに、Society 5.0の実現による社会的課題解決を図っていくためには、MVNOの存在・役割は引き続き重要



- MVNOの登場以前は、有限希少な周波数の割当を受けたMNO以外の事業者は、携帯電話事業に参入できず、モバイル市場は寡占状態であった
- モバイル市場の活性化のため、MNO（第二種指定電気通信事業者）に対しては、携帯電話ネットワークを他事業者に公平に貸し出すよう、接続約款の作成と届出を義務付け、MVNOはこれを借りて自社ブランドで携帯電話サービスを提供
- MVNOは、いわゆる「格安スマホ」「格安SIM」をはじめ、個人向け・法人向けに多種多様なモバイルサービスを提供中



MVNOがもたらした市場の変化

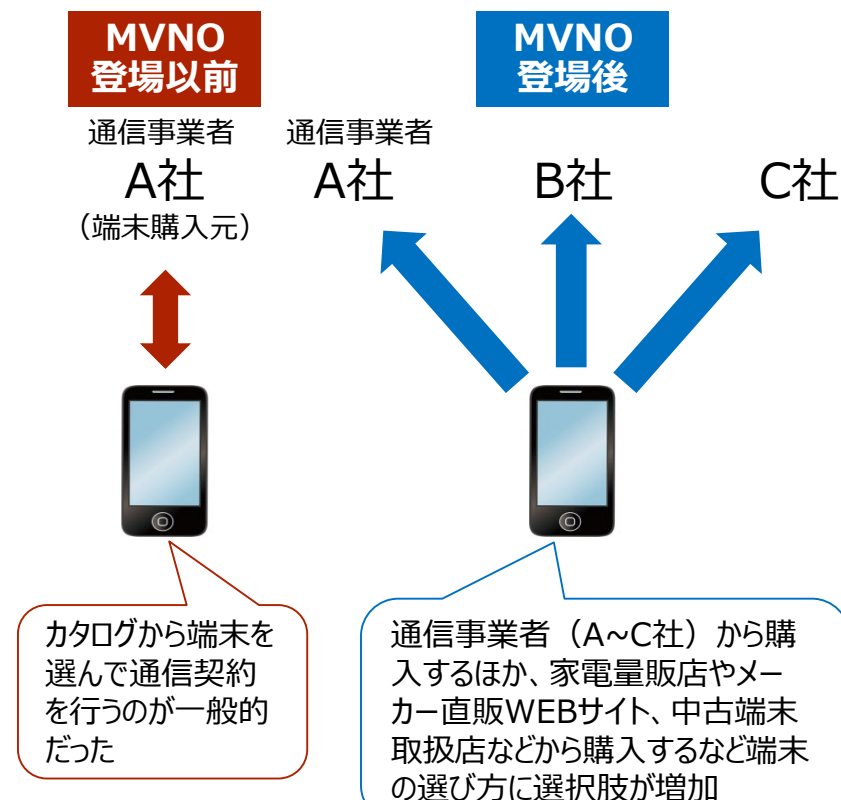
- MVNOの登場により、それまで硬直化していたモバイル市場に様々な変化が生じた
- モバイル市場のプレーヤーがMNOグループだけの寡占状態に戻ると、再び市場が硬直化し、利用者料金の低廉化やサービスの高度化が停滞するおそれ

⇒ MVNOはモバイル市場に欠かせない存在

＜MVNO登場以降に生じた変化例＞

- ✓ **端末販売と分離された通信契約、SIMカードの認知**
- ✓ 自分の利用状況に合わせた、**わかりやすい契約プラン**
- ✓ **期間に縛られない通信契約**
- ✓ **ミドルレンジ、ローエンドの端末市場**
- ✓ 中古端末市場
- ✓ オンラインによる容易な契約

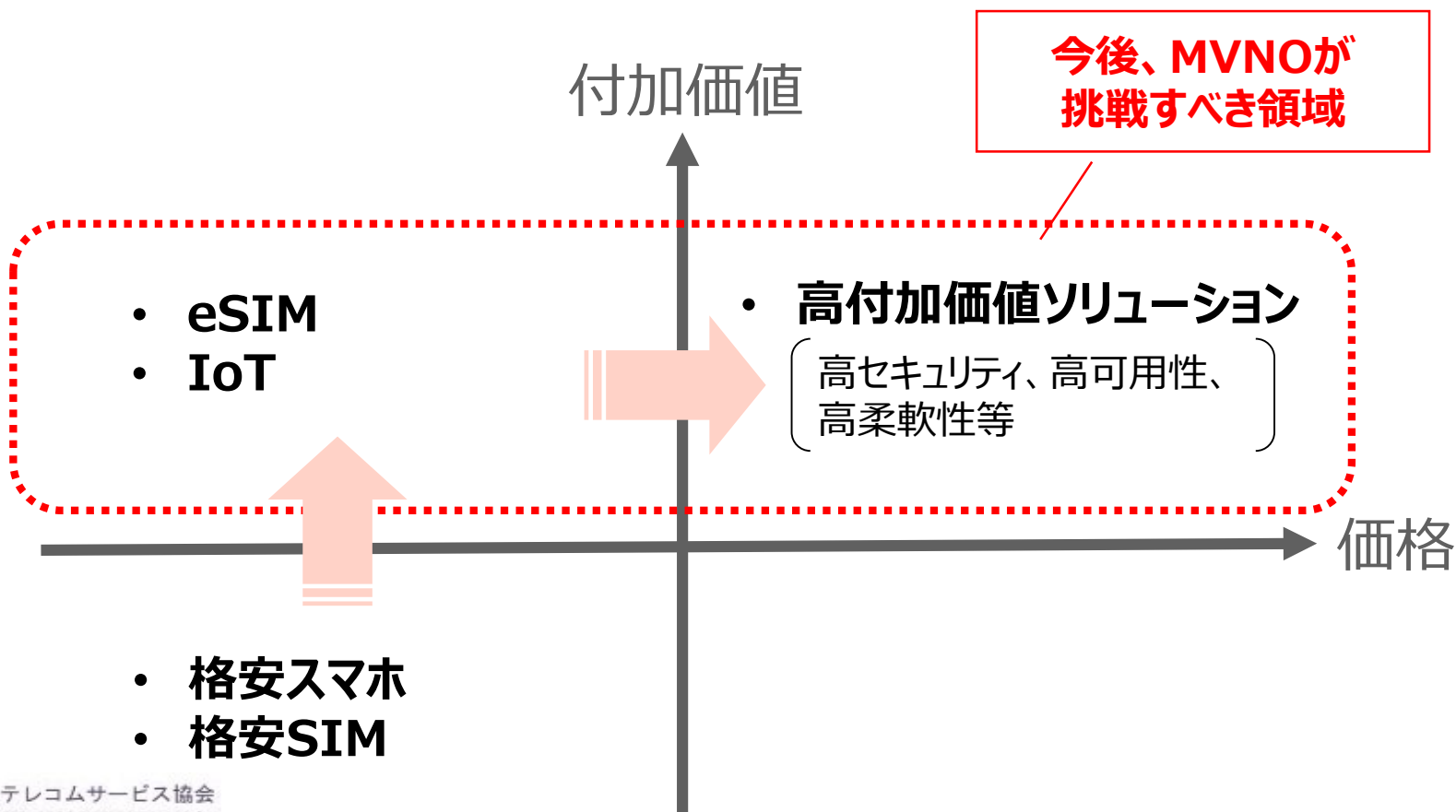
(端末販売と分離された通信契約イメージ)



今後MVNOが果たす役割

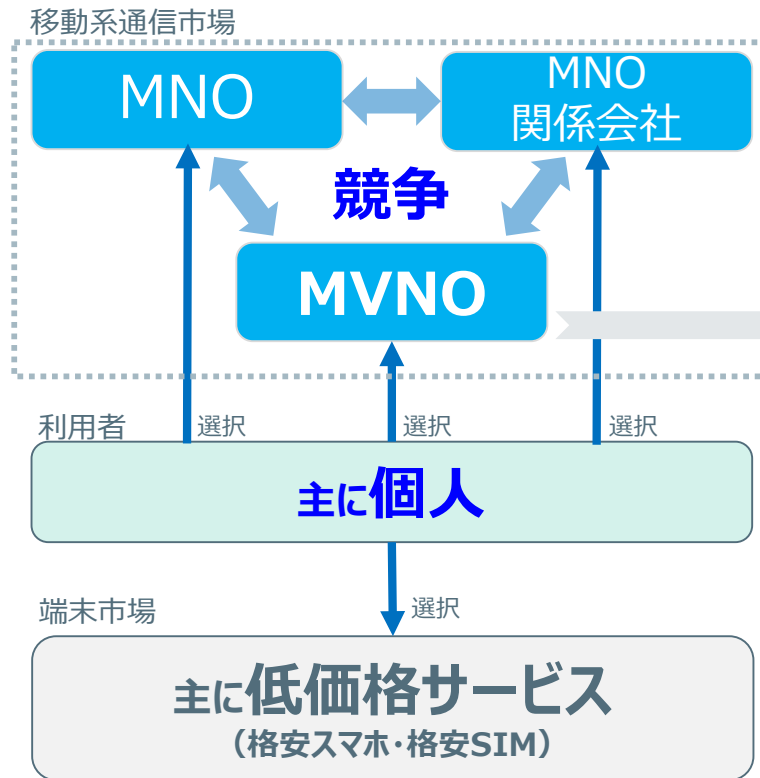
- これまでMVNOは低価格のサービス (格安スマホ等) を中心に成長し、それによりもたらされた競争は消費者の利益向上に貢献
- 引き続き、モバイル市場において競争を加速させ、Society5.0を実現させていくために、**MVNOが、より高い付加価値を有するサービスを提供していくことが重要**

⇒ MVNOは今後とも重要な存在



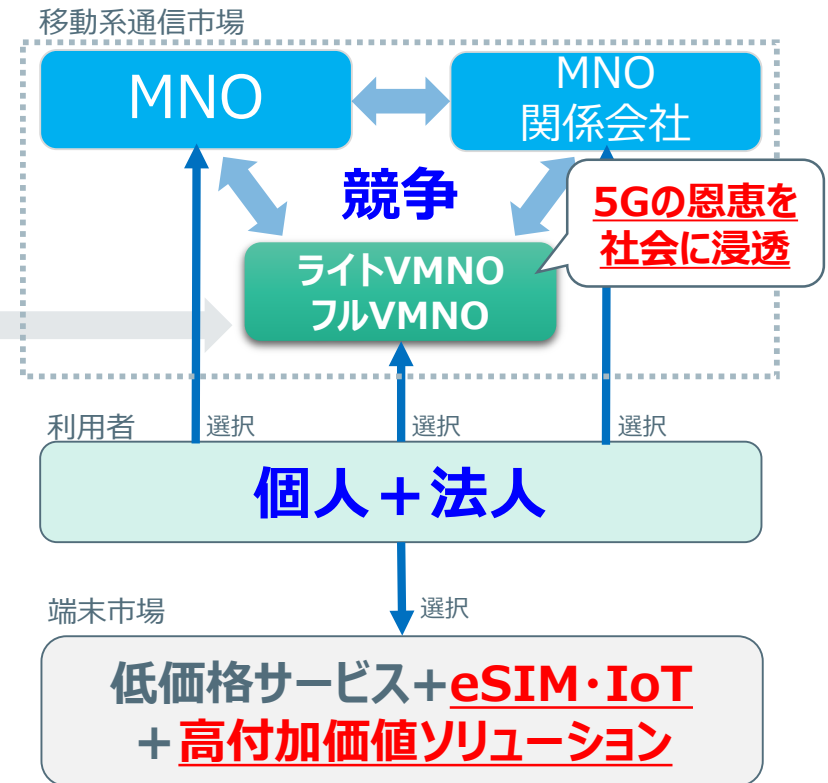
- MVNOは、5GSA時代において(Beyond 5Gも見据え)、より多種で高度なサービスを提供する「VMNO(Virtual MNO)」へと進化し、Society5.0の実現による社会的課題解決に貢献していく

現状



進化

未来



一般利用者の暮らしに貢献

Society5.0の実現に貢献

MVNOの普及促進政策

- MVNOの普及と、それによるモバイル市場の活性化、サービスの高度化や利用者利便の向上は、行政により、電気通信事業法・電波法の両面から、これまで累次にまた網羅的に講じられてきたMVNOの普及促進政策の賜物
- 周波数の有限希少性から、今後も少数のMNOが設備を保有する構造が避けられず、またMNOの持つ圧倒的な交渉の優位性、MVNOとMNO間の情報の非対称性が存在するなかにおいては、今後とも行政によるMVNOの普及促進政策は必要

<主なMVNO普及促進政策>

- **二種指定設備制度による機能開放・接続料算定、卸料金の検証等**
 - ・ 二種指定事業者への機能開放義務、将来原価方式によるデータ接続料算定
 - ・ 卸役務と接続の代替性検証、指定卸役務の提供義務・情報開示義務の制度化 等
- **スイッチングコストの低廉化**
 - ・ 「通信料金と端末代金の完全分離」「期間拘束等の行き過ぎた囲い込みの禁止」の制度化
 - ・ MNP転出手数料の原則無料化、MNPワンストップ化に向けた検討 等
 - ・ SIMロックの原則禁止
 - ・ MNOによるMVNOに対するeSIM機能の開放
- **MNOグループ内外におけるイコルフットイングの確保**
 - ・ 全国BWA事業者を二種指定事業者に指定
 - ・ スタックテストによるMNOの料金プランの適正性検証の制度化 等
- **MNOに対するMVNOへのネットワーク開放にかかるインセンティブ付与**
 - ・ 周波数割当て時の絶対審査基準・比較審査基準へのMVNOの促進にかかる事項の設定 等

携帯電話用周波数の割当について

- 有限希少な国民の共有財産である周波数、とりわけ国民の生活や企業活動等あらゆる社会活動の基盤となっている携帯電話用周波数の割当に関しては、オークション方式の導入如何に関わらず、引き続き「効率的で公平な活用」「新たな価値創出」「多様なニーズへの対応」の観点が必要
 - 上記の観点に関し、MVNOはこれまで大きく貢献してきたと考えており、また周波数の有限希少性から少数のMNOによる寡占となりがちなモバイル市場を活性化し続けるためにも、MVNOの存在・役割は、将来にわたって極めて重要と認識
 - この点、今般の電波法改正案で「電波の公平な利用を確保に関する事項の開設指針の記載事項への追加」として「接続・卸役務提供の促進」が盛り込まれ、MVNO促進をより後押しする方向
- ⇒ オークション方式等の携帯電話用周波数の新たな割当方式を検討するにあたって、以下のMVNO側からの視点について十分考慮いただくことが必要

① MVNO促進の継続

多数かつ多様なMVNOが市場に参入することにより、移動通信分野に対するイノベーションを促進し、またMVNOが多くの利用者に多様なサービスを提供することは電波利用ニーズの創出・拡大に寄与

② MVNOへの機能開放インセンティブの確保

オークション方式の導入により、周波数の経済的価値や投資の回収という意識が強くなり、MVNOへの機能開放に対するインセンティブが低下することが懸念される

③ 落札額の高騰対策

オークション方式の導入によって、周波数の持つ経済的価値を遥かに超えるMNOの落札額の過度な高騰が生じた場合は、入札額に関与できないMVNOへも一方的なしわ寄せがなされかねない

※そのほか、5G(SA方式)の全国普及、さらには将来的なBeyond 5Gの普及促進に関して、地理的な格差等を生じさせないようにすることも重要

- 少数のMNOが設備を保有する構造が避けられない中、モバイル市場の競争を活性化し続け、さらに多くの利用者に対し安心・安全に使える高度で多様なサービスを提供していくとともに、**Society 5.0の実現による社会的課題解決**を図っていくためには、**MVNOの存在・役割は引き続き重要**
- 多数かつ多様なMVNOが市場に参入することによる移動通信分野に対するイノベーションの促進、MVNOが多くの利用者にも多様なサービスを提供することによる**電波利用ニーズの創出・拡大**は、電気通信事業法が目的とする「電気通信の健全な発達、国民の利便の確保」のみならず、電波法が目的とする「**電波の公平かつ能率的な利用**」に資するものであり、公共の福祉の増進に寄与すると考える

モバイル分野における技術革新やイノベーションの促進

多種多様なMVNOが高い自由度を持って、周波数の割当を受けたMNOの設備や機能を活用することにより、以下に例示のような新たな価値を創出

- 5G(SA方式)による高付加価値サービス
- IoT機器向けeSIMサービス
- IMS接続による新たな音声サービス 等

新たな電波利用形態や電波利用ニーズの創出

多種多様なMVNOのモバイル市場への参入により、MNOでは手の届きにくい地方や中小企業等の多種多様なニーズを満たす、小回りの利くサービスやソリューションを提供することで、さまざまな電波利用ニーズに対応

② MVNOへの機能開放インセンティブの確保

- これまでの比較審査方式においては、他の申請者より審査申請を如何に充実するか主眼が置かれていたところ、MNOにとっても審査項目の一つであるMVNOの促進について一定のインセンティブが働くしくみであったと認識。また、有限希少な国民の財産をいわば「使わせてもらう」ために審査項目を満たしつつ申請者が申請するものであり、申請者の私有化の意識は生まれ得ない
- オークション方式の導入が今後なされれば、周波数の経済的価値や投資の回収という意識が強くなり、MVNOへの機能開放に対するインセンティブが低下することが懸念される

- ① 仮にオークション方式を導入する場合、その方式については、「純粹オークション」ではなく、「条件付オークション」あるいは「スコアリングオークション」とすることが適当ではないか
- ② その上で、今般の電波法改正案で「電波の公平な利用を確保するための措置」として接続・卸の促進が盛り込まれたことを踏まえ、オークションの際には「MVNOへの接続・卸役務提供の促進に関する事項」について「条件付オークション」であれば割当の条件として、「スコアリングオークション」であれば審査の条件として課すことが必須ではないか

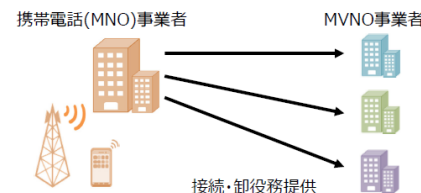
○周波数割当方式の分類

経済的価値の考慮の度合い	電波の経済的価値に係る項目を含まない比較審査方式
	スコアリングオークション (技術・サービスの審査項目の得点化や係数化を行い、電波の経済的価値(入札額)と合わせて審査する方式) ※ 入札額と技術・サービスの審査項目をいずれも得点化して加算する方法(加算型)と、乗算する方法(乗算型)がある。 例 シンガポール2020年5 G割当て、フランス2010年4 G割当て及び2011年4 G割当て
	条件付きオークション (オークションにより電波を割り当てる際の条件(カバレッジ義務等)が課されるもの) 例 シンガポール2021年5 G割当て、フランス2020年5 G割当て、アメリカ2021年5 G割当て、ドイツ2019年5 G割当て
	純粹オークション (オークションにより電波を割り当てる際の条件(カバレッジ義務等)が課されないもの。但し入札者の適格性審査は有り。) 例 オーストラリア2018年/2021年5 G割当て

○電波法の一部改正案

電波の公平な利用の確保に関する事項の開設指針の記載事項への追加

○ 接続・卸役務提供の促進に関する事項

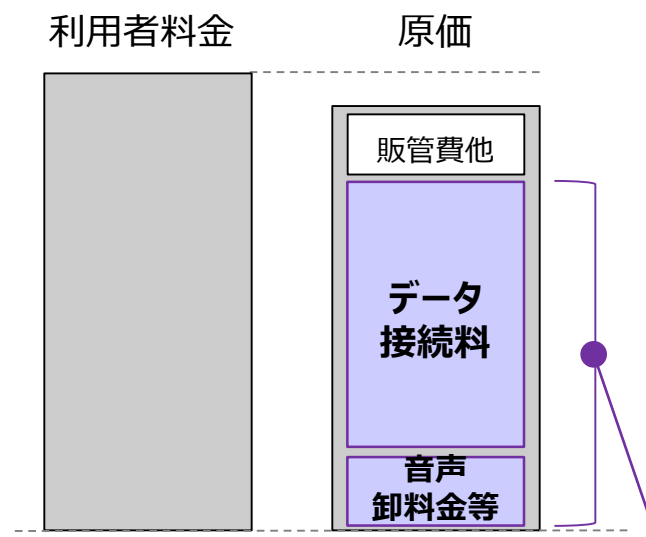


③ 落札額の高騰対策

- 近年の比較審査方式での周波数割当においては、周波数の経済的価値を加味すべく、特定基地局開設料制度が設定されたと認識
- 仮にオークション方式が導入され、万が一、周波数の持つ現実の経済的価値を遥かに超えるMNOの落札額の過度な高騰が生じた場合は、インフラ投資の遅れ、利用者料金への転嫁等、本検討会の第一次取りまとめで言及されたりリスクに加え、入札額決定に関与することができないMVNOへも接続料・卸料金を通じて一方的にしわ寄せがされることが懸念される

- ① 本検討会第一次とりまとめにて取り上げられた、諸外国において実際に落札額の過度な高騰への対応策として取り入れられている事項（十分な周波数枠の確保、周波数キャップの適用、競り上げのラウンド制限等）を参考にしつつ、MNOが負担する額が適正な水準となるよう制度設計を進めることが必要ではないか
- ② オークション方式による落札額は、入札額を決め得るMNOが全額を負担すべきではないか。接続料や卸料金への反映にはその根拠が問われる。仮に反映するとなった場合は、MVNOの事業運営に大きな影響を及ぼさないよう、その配賦の考え方について、接続ルール内で整理することが必要

（参考）MVNOの原価構造イメージ



MNOへの接続料や卸料金が、MVNOの原価の多くを占めることから、オークションの設計次第でMVNOの事業運営に大きく影響する可能性

- ⇒ オークション方式を導入する場合においても、「純粋オークション」ではなく、「条件付オークション」あるいは「スコアリングオークション」とし、エリア展開に関しても一定の基準を課すことが必要ではないか



社会的なインパクト大


 一般社団法人テレコムサービス協会
 Copyrights(c) TELECOM SERVICES ASSOCIATION ALL Rights Reserved



Beyond 5G